

# ○早島町景観条例

(平成 19 年 4 月 1 日条例第 1 号)

改正 平成 22 年 3 月 19 日条例第 4 号 平成 26 年 12 月 18 日条例第 19 号

令和 2 年 6 月 15 日条例第 26 号

## 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)
- 第 2 章 景観審議会(第 6 条—第 13 条)
- 第 3 章 景観計画(第 14 条—第 16 条)
- 第 4 章 景観法に基づく行為の規制等(第 17 条—第 21 条)
- 第 5 章 景観重要建造物等(第 22 条・第 23 条)
- 第 6 章 景観形成活動への支援等(第 24 条—第 26 条)
- 第 7 章 雑則(第 27 条・第 28 条)

## 附則

### (前文)

私たちの暮らす早島町は、かつてはその名の示すように、美しい瀬戸内海に浮かぶ島の一つでした。それが今から約 420 年前に築かれた宇喜多堤を始まりに、先人たちの広大な干拓事業により現在の早島の骨格が形づくられ、以後い草のまち、旗本戸川家の陣屋まち、金比羅往来のまちとして発展していきました。

現在の町が持つ歴史、文化、自然が織りなす美しい景観は、まさにこれらの先人たちを始め、多くの人々の思いと努力によって育まれてきたものであり、町民共有の財産として、町民すべてがこれを守り育て、営々と世代を越えて引き継いでいくべきものです。

また、町の財産であるこの美しい景観をこれからの町を担う子の代、孫の代へと引き継いでいくために必要な行動のすべてが、自らのまちを知り、まちを考え、まちを愛するきっかけとなり、ひいては地域づくり・まちづくりの心を育んでいく原動力となるものと考えます。

本条例は、今後も私たちがまちに誇りと敬愛をもって生活していくために、早島町全域が「早島町まちづくり憲章」に掲げる「水と緑の美しいまち」となることを期して、制定するものです。

## 第 1 章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の規定に基づき、本町の景観施策に関し必要な事項を定めることにより、「水と緑の美しいまちづくり」の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 景観形成 早島の持つ美しい景観を守り、育てることにより、次世代へ引き継ぐことをいう。

(2) 工作物 建築物以外の工作物のうち、規則で定めるものをいう。

(町の責務)

第3条 町は、景観形成に関する施策を策定し、計画的に実施しなければならない。

2 町は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、住民の意見を反映させるように努めなければならない。

3 町は、法その他の景観形成に資する法令による制度を積極的に活用し、景観形成に関する施策の実効性を高めるよう努めるものとする。

4 町は、道路、水路、公園、広場その他の公共施設整備を行う場合は、景観形成のために先導的な役割を果たさなければならない。

5 町は、景観形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な施策を講じなければならない。

(住民の責務)

第4条 住民は、自らの土地及び建築物その他の所有物が景観形成の主体となっていることを認識し、自主的に景観形成に努めなければならない。

2 住民は、町が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの土地及び建築物その他の所有物が景観形成の主体となっていることを認識し、自主的に景観形成に努めなければならない。

2 事業者は、自らが行う事業活動に関し、自主的に景観形成に努めなければならない。

3 事業者は、町が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 景観審議会

(景観審議会)

第6条 早島町の景観形成に関する重要事項について調査審議するため、早島町景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、この条例に定めるもののほか、町長の諮問に応じ、本町の景観形成に関する重要事項について調査審議するものとする。
- 3 審議会は、景観形成に関する事項について町長に意見を述べることができる。

(組織)

第7条 審議会は、委員10名以内をもって組織する。

(委員)

第8条 委員は、景観に関し学識経験を有する者の他町長が適当と認める者のうちから町長が任命する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第9条 審議会に会長1人を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第10条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第11条 委員の報酬及び費用弁償は、非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年3月9日制定)の定めるところによる。ただし、行政機関職員及び町議会議員については、報酬は支給しない。

(事務)

第12条 審議会の事務は、建設農林課において処理する。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第 3 章 景観計画

(景観計画)

第 14 条 町長は、法第 8 条第 1 項各号に該当する土地の区域について景観形成に関する計画(以下「景観計画」という。)を策定するものとする。

(景観形成重点地区)

第 14 条の 2 町長は、景観計画区域内で、良好な景観形成に関する施策が特に必要と認められる地域については、景観計画において景観形成重点地区として定めるものとする。

(景観計画との適合)

第 15 条 法第 8 条第 2 項第 1 号の規定による景観計画区域内において法第 16 条第 1 項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が前条の景観計画に適合するように努めなければならない。

(策定の手続き)

第 16 条 町長は、景観計画を定めようとするときは、法第 9 条の規定によるもののほか、審議会の意見を聴くものとする。

2 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

### 第 4 章 景観法に基づく行為の規制等

(届出を要する行為)

第 17 条 法第 16 条第 1 項第 4 号に規定する、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として条例で定める行為は、90 日を超える屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積で、高さ 3 メートル又は当該行為に係る部分の土地の面積 500 平方メートルを超えるものとする。

(届出を要しない行為)

第 18 条 法第 16 条第 7 項第 11 号に規定する条例で定める行為は、別表第 1 に掲げる行為のほか、次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 第 14 条の 2 で規定する景観形成重点地区を除く区域の戸建て住宅における、  
法第 16 条第 1 項第 1 号に掲げる行為
- (2) 法 16 条第 1 項第 3 号に掲げる行為
- (3) 仮設の建築物又は工作物に係る行為
- (4) 改築で外観の変更を伴わない行為
- (5) 地盤面下又は水面下における行為
- (6) 他の法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為  
(届出の時期)

第 19 条 法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出は、当該届出に係る行為が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定による確認を要するものであるときは、当該確認の申請を行う日の 2 週間前までに行わなければならない。

(事前協議等)

第 20 条 景観計画区域内において法第 16 条第 1 項各号に規定する行為をしようとする者は、あらかじめ、当該行為が同項の規定による届出を要する行為か否かについて町長に相談することができる。

2 町長は、前項の規定による相談があったときは、速やかに、当該行為が法第 16 条第 1 項各号の規定による届出を要する行為か否かを回答するものとする。

3 前項の規定により届出を要する行為であった場合、当該行為をしようとする者は、景観計画との適合について事前協議を行うことができる。

(勧告等の手続き)

第 21 条 町長は、法第 16 条第 3 項の規定による勧告をしようとする場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

2 町長は、法第 16 条第 3 項の規定により勧告をした者に、期限を定めて、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告させることができる。

3 町長は、法第 16 条第 3 項の規定による勧告に従わない者があるときは、次の事項を公表することができる。

(1) 当該勧告に従わない者の氏名(法人その他の団体にあつては、その名称)

(2) 事実の概要及び経緯並びに当該勧告の内容

4 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に従わない者の意見を求めた上で、審議会の意見を聴かなければならない。

## 第5章 景観重要建造物等

### (景観重要建造物等の指定)

第22条 町長は、法第19条及び法第28条の規定による景観重要建造物及び景観重要樹木の指定をしようとするときは、審議会の意見を聴くものとする。

2 前項の規定は、景観重要建造物等の指定の解除について準用する。

### (景観重要建造物等の資源の管理の基準)

第23条 景観重要建造物の所有者及び管理者が行う法第25条第2項に規定する景観重要建造物の景観の保全のため必要な管理の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該景観重要建造物に消火栓、消火器その他の消火設備を設けること。
- (2) 当該景観重要建造物への降雨による浸水、腐食を防止するため必要な措置を講ずること。
- (3) 当該景観重要建造物の状況について定期的に点検し、規則で定める様式により、その結果を町長に報告すること。

2 景観重要樹木の所有者及び管理者が行う法第33条第2項に規定する景観重要樹木の管理の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該景観重要樹木の病虫害を駆除するために必要な措置を講ずること。
- (2) 当該景観重要樹木を必要に応じ、枝打ち、整枝又は剪定等の措置を講ずること。
- (3) 当該景観重要樹木の状況について定期的に点検し、規則で定める様式により、その結果を町長に報告すること。

## 第6章 景観形成活動への支援等

### (景観協定)

第24条 法第81条第4項の規定による景観協定の認可の申請は、規則で定める様式によって行うものとする。

2 前項の規定は、法第84条第1項の景観協定の変更及び法第88条第1項の景観協定の廃止の申請について準用する。

3 町長は、土地所有者等が景観協定を締結しようとするとき又は景観協定を締結したときは、当該土地所有者等に対して情報提供その他必要な支援を行うものとする。

4 町長は、景観協定の認可に当たっては、審議会の意見を聴くものとする。

(景観形成活動への支援)

第 25 条 町長は、次の各号に掲げる景観形成活動に対して、その活動を支援する必要があると認めるときは、技術的支援を行うとともに、活動に要する経費の一部を助成することができる。

- (1) 法第 81 条第 1 項の規定による景観協定を締結して行う活動又は景観協定の締結を目標として行う活動
- (2) 他の法令等に基づく協定等を締結して行う活動又は協定等を締結することを目標として行う活動
- (3) その他、町長が景観形成に資すると認める活動

2 町長は、次の各号に掲げる景観資源の保全を行うために支援する必要があると認めるときは、その保全に要する経費の一部を助成することができる。

- (1) 景観重要建造物の建替え、修繕等の費用
- (2) 第 22 条第 1 項の規定による景観重要建造物の管理に必要な費用
- (3) 第 22 条第 2 項の規定による景観重要樹木の管理に必要な費用
- (4) その他、町長が必要と認める景観資源の保全に必要な費用

(表彰)

第 26 条 町長は、良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物その他のものについて、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

2 町長は、良好な景観の形成に著しく寄与する活動をしたと認める個人又は団体を表彰することができる。

3 町長は、前 2 項の規定により表彰する者を決定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

## 第 7 章 雑則

(高さ及び見付け面積の算定)

第 27 条 建築物、工作物の高さ及び見付け面積の算定方法は、規則で定める。

(委任)

第 28 条 この条例に別段の定めがあるものを除くほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

(非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成 22 年 3 月 19 日条例第 4 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、届出を要する行為で、すでに建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定による確認の申請を行ったものについては、改正後の条例第 19 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 12 月 18 日条例第 19 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 6 月 15 日条例第 26 号)

この条例は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 18 条関係)

(1) 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の模様替え又は色彩の変更	
・ 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条に規定する建築確認申請を要しないもの	
・ 建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更のうち変更面積が 50 平方メートル未満で、外観の過半を超えないもの	
(2) 工作物の新設、改修、移転、外観の模様替え又は色彩の変更	
・ 垣、柵、塀	高さ 2 メートル以下のもの
・ 電気供給や有線電気通信のための電線路又は空中線(その支持物を含む)	高さ 20 メートル以下のもの。ただし、支持物が建築物と一体となって設置される場合で、地盤面から工作物の上端までの高さ 20 メートルを超える場合は、当該工作物が 5 メートル以下のもの



<ul style="list-style-type: none"> <li>・煙突、排気塔等</li> <li>・アンテナ、鉄筋コンクリート柱(電柱を除く)、金属製の柱</li> <li>・電波塔等</li> <li>・高架水槽等</li> <li>・擁壁等</li> <li>・彫像、記念碑等</li> <li>・コンクリートプラント、アスファルトプラント等の製造施設</li> <li>・自動車車庫の用に供する立体的な施設</li> <li>・石油、ガス等の貯蔵又は処理施設</li> <li>・汚水処理施設、ごみ処理施設等</li> </ul>	<p>高さ 10 メートル又は築造面積 500 平方メートル以下のもの。ただし、建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ 10 メートルを超える場合で、当該工作物の高さ 5 メートル以下のもの又は築造面積 500 平方メートル以下のもの</p>
--	---